

災害救助に関する山形県知事と山形県医師会会長との協定書

山形県知事(以下「甲」という。)と山形県医師会会長(以下「乙」という。)は、非常災害時における医療救護活動等について互いに緊密な連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内外で発生した非常災害時において災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び山形県地域防災計画に基づき円滑かつ迅速な救助を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第2条 甲は、乙及び関係団体等と緊密に連携し、非常災害時を想定した医療救護体制の整備を図るものとする。

2 乙は、非常災害に備え、会員を班長とする医療救護班を相当数編成するものとし、甲は、その日常的な体制の確保に必要な支援を行うものとする。

(救助の協力)

第3条 乙は、救助法に基づいて甲が行う救助のうち、医療に関する救助の実施については、甲乙協議のうえ調整を図り、この協定の定めるところにより協力するものとする。

(医療救護班の派遣)

第4条 甲は、救助法等に基づき、医療救護活動等を実施するうえで必要と認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し派遣するものとする。

2 緊急止むを得ない事情により、前項の要請を受けるいとまのないまま、乙が必要と認めて医療救護班を派遣したときは、乙は速やかに甲に報告するものとし、甲は、前項の要請に関する規定に照らして適当と認めたときは、これを承認するものとする。この場合、甲の承認した医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(医療施設の利用)

第5条 救助は、医療救護班によることを原則とするが、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して救助を行う必要のある場合等においては、乙は、会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

(救助の範囲)

第6条 乙が行う救助の範囲は、医療救護、助産及び検査等とし、その内容は、山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号。以下「救助法施行細則」という。)第2条に定めるところによるものとする。

(医薬品及び衛生材料)

第7条 救助に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として、山形県医師会会員の手持ちのものを使用するものとする。ただし、甲は、必要な場合は補給の措置を講ずるものとする。

(通信及び運搬手段)

第8条 乙は、医療救護活動に必要な通信手段及び運搬手段等の確保に努めるものとする。なお、確保が困難な場合は、甲は、医療救護活動等が円滑に実施できるよう必要な措置をとるものとする。

(医療救護班の報告)

第9条 医療救護班の班長は、救助を行った場合においては必要な記録を行うとともに、乙及び甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第10条 甲は、この協定による救助に要した費用については、救助法施行細則に定めるところにより、費用弁償を行うものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、この協定による救助活動に従事した者が、この為に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)に定めるところにより、扶助金を支給するものとする。

(細目)

第12条 医療救護班体制の確保及び救助の実施に関し必要な細目は甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降もまた同様とする。

附 則

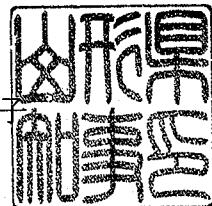
- 1 この協定は、平成24年2月28日から適用する。
- 2 昭和55年10月1日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月28日

甲 山形県知事

吉村 美栄子



乙 山形県医師会会长

有海 躬行

